

医科点数表の解釈 平成26年4月版

Web追補 No.6 (平成27年1月号)

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成26年12月18日 保医発1218第2号 (平成26年12月18日適用)
 - 平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号 (平成27年1月1日適用)
 - 平成26年12月26日 厚生労働省告示第498号 (平成27年1月1日適用)
 - 平成26年12月26日 保医発1226第1号 (平成27年1月1日適用)
 - 平成27年1月8日 医療課事務連絡
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
95	右	下から13～12行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
96	右	上から6行目	(最終改正; 平26. 3. 5 厚生労働省告示第58号)	(最終改正; 平26. 12. 22 厚生労働省告示第481号)
422	右	上から1～3行目	(1) エリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。 ㊦	(1) エリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。 ア 赤血球増加症の鑑別診断 イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断 ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定 ㊦ (平26. 12. 18 保医発 1218 2)
466	右	上から6行目	汎用超音波画像診断装置	肝硬度測定は、汎用超音波画像診断装置
466	右	下から4行目	[次行に追加]	(平26. 12. 26 保医発 1226 1)
466		[D215-2肝硬度測定を準用する項目として追加]		◇ Mac-2結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体 ア Mac-2結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体は、D215-2肝硬度測定の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 ウ 本検査とD007血液化学検査の「38」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)若しくはIV型コラーゲン、同区分「40」のIV型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平26. 12. 26 保医発 1226 1)
883		[N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を準用する項目として追加]		◇ CD30 ア CD30は、N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」その他(1臓器につき)の所定点数に準じて算定する。 イ 本標本作製は、HQLinkerを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 ㊦ (平26. 12. 26 保医発 1226 1)
956	—	下から1行目	2 対価は、実際に購入した価格(消費税	2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含

頁	欄	行	変更前	変更後
			を含む。)を記載すること。	む。)を記載すること。 なお、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。
985	—	上から4行目	(最終改正;平成26年11月21日 厚生労働省告示第439号) 〔網かけは本誌No. 2590にて改正済み〕	(最終改正;平成26年12月26日 厚生労働省告示第498号)
1002	—	上から9行目	(9) トリプルチャンバ (Ⅲ型) 1,620,000円	(9) トリプルチャンバ (Ⅲ型) ① 標準型 1,620,000円 ② 自動調整機能付き 1,690,000円
1125	—	下から4行目	(最終改正;平成26年11月21日 厚生労働省告示第424号) 〔網かけは『Web追補No. 5』にて改正済み〕	(最終改正;平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号)
1128	—	上から1行目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
1128	—	上から1～2行目	育成医療の給付又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第23条の2第2項第一号の医療の給付	育成医療の給付
1173	—	上から9行目	(最終改正;平成26年3月31日 厚生労働省告示第199号)	(最終改正;平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号)
1185	—	上から7行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
1205	—	上から19行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
1214	—	上から13行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
1469	—	上から9行目	(最終改正;平成26年11月25日 厚生労働省告示第442号) 〔網かけは本誌No. 2590にて改正済み〕	(最終改正;平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号)
1486	—	上から2行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関